

久喜市地域活動の拠点整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市地域活動の拠点整備事業補助金交付要綱（平成30年久喜市告示第139号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「得られること」の次に「（集会施設の解体を実施する場合を除く。）」を加える。

第5条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条第2項中「第5号から第7号」を「第6号から第8号」に改め、「書類を、」の次に「集会施設の解体の場合は第5号から第7号に掲げる書類を、」を加え、「第8号及び第9号」を「第9号及び第10号」に改め、同項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- （5） 登記事項証明書その他の自治会等が集会施設を所有していることが確認できる書類

別表を次のように改める。

別表（第4条、第6条、第18条関係）

事業種目	事業内容	補助金の額	補助限度額	再補助の制限
集会施設の増築	建築後10年を経過した集会施設の床面積を増加させる工事	補助対象経費の3分の2の額	100万円	5年 ただし、集会施設の備品購入に該当するものを除く。
集会施設の改築	建築後10年を経過した集会施設の一部を取り壊し、	補助対象経費の3分の2の額	100万円	5年 ただし、集会施設の備品購入に該当する

	間取りの変更等を行う工事			ものを除く。
集会施設の修繕	建築後10年を経過した集会施設又は建築後の経過年数に関わらず、自然災害、火災等の理由により修繕を必要とする集会施設の外壁、屋根、床等の建物本体（建物と一体とみなす設備を含む。）の修繕を行う工事	補助対象経費の3分の2の額	100万円	5年 ただし、集会施設の備品購入に該当するものを除く。
集会施設の解体	自治会等が所有する集会施設の全部を解体し、及び撤去する工事	補助対象経費の3分の2の額	100万円	5年 ただし、集会施設の備品購入に該当するものを除く。
集会施設の	集会施設に常	補助対象	50万円	5年

備品購入	時備え付けて、使用する物品として必要不可欠なもので、次に掲げる備品の新規購入及び当該備品の買い替え（設置等の費用を含む。） 【補助対象備品】 冷暖房機、机、椅子、ホワイトボード、テレビ、会議用アンプ（マイクを含む。）、プロジェクター、スクリーン、カーテン、カーペット、照明器具、換気扇、給湯器、	経費の3分の2の額		ただし、集会施設の増築、改築、修繕及び解体に該当するものを除く。
------	--	-----------	--	----------------------------------

	物置（基礎を伴わないものに限る。）、 冷蔵庫、掃除機、空気清浄機、パソコン、プリンター、DVDレコーダーその他市長が上記備品に準ずると認めるもの			
--	--	--	--	--

様式第 1 号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(表)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

地域活動の拠点整備事業補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度久喜市地域活動の拠点整備事業補助金の交付を受けたいので、
久喜市補助金等の交付に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添
えて下記のとおり申請します。

記

1 事業実施団体

団 体 の 名 称	
所 在 地 (電話番号)	
代 表 者 氏 名	
結 成 年 月 日	年 月 日
団体の構成員数	

2 事業の種類 (いずれかに○)

集会施設の増築 集会施設の改築 集会施設の修繕 集会施設の解体
集会施設の備品購入

3 補助金申請額

補助対象経費総額	補助金の額 (補助対象経費総額× 2 / 3)	補助金申請額
円	千円	千円

(裏)

4 補助を必要とする理由及び効果

5 事業の内容

6 事業予定地

7 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

8 添付書類

全事業共通	
(1) 土地の賃貸借契約書の写し及び当該土地所有者の承諾書（借家の場合は、当該施設所有者の承諾書） (2) 自治会等の規約、収支予算書及び決算書（最新のもの） (3) 自治会等の総意であることが分かる書類（会議の議決書等の写し等） (4) その他必要な書類	
集会施設の増築、改築又は修繕の場合	集会施設の解体の場合
(5) 案内図 (6) 工事計画書 ア 工事を実施しようとする箇所の現況写真 イ 工事箇所図 ウ 工事計画図その他工事方法を示す資料（配置図、平面図等） エ 補助対象事業に要する経費の見積書の写し（補助の対象とならない工事に関する見積りを含む場合には、その区分ができるようにしたもの） (7) 集会施設の建築年月が分かる書類の写し	(5) 登記事項証明書その他の自治会等が集会施設を所有していることが確認できる書類 (6) 案内図 (7) 工事計画書 ア 工事を実施しようとする箇所の現況写真 イ 工事箇所図 ウ 工事計画図その他工事方法を示す資料（配置図、平面図等） エ 補助対象事業に要する経費の見積書の写し（補助の対象とならない工事に関する見積りを含む場合には、その区分ができるようにしたもの）
	集会施設の備品購入の場合
	(5) 見積書の写し及び商品説明書類 (6) 自治会等の備品等に関する管理運営規程